

## 平成30年度 障害福祉関連事業について

### ◎「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：全て)

本条例は、障害者に対する差別を禁止する規定を設けており、その中で、事業者の合理的配慮の提供について、障害者差別解消法では努力義務としているところを条例上の義務としている点が特徴です。

また、障害者差別だけでなく、手話をはじめとする様々なコミュニケーション手段による情報の取得や意思疎通に関すること、保育や就労などの障害のある人が抱える課題について、市や事業者の取り組む方向性を定めるなど、障害者に関する総合的な条例となっています。

今後、市民・事業者等の障害理解の促進を図るとともに、事業者の合理的配慮の提供への取り組みを支援するなど、障害のある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

また、本条例に位置付ける「茨木市障害者差別解消支援協議会」では、障害を理由とする差別に関する相談や事例の検討、相談事例を踏まえた差別解消の仕組みづくりについて、関係機関等がさまざまな立場から意見交換等を行います。

#### 【条例施行に伴い実施する事業】

##### ○市民や事業者を対象とした障害に関する理解啓発事業

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：4 一人ひとりの権利が尊重される)

(市民向け) 講演会やイベントの実施

(事業者向け) 勉強会の実施

##### ○事業者向け合理的配慮助成金の創設

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：4 一人ひとりの権利が尊重される)

市内事業者が合理的配慮の提供に取り組みやすくなるよう、コミュニケーションボードやスロープなどの購入、手すり等の取り付け工事などに係る費用を補助する制度。

募集期間：平成30年5月21日～平成31年1月31日

##### ○障害者に配慮した窓口体制を整備するための集音器の購入

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：5 安全・安心で必要な情報が活かされる)

聴覚に不安のある方に対し、窓口や会議の場で集音器を利用することにより、不安の解消を図ります。

### ◎障害者医療制度について

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：6 社会保障制度の推進に努める)

大阪府の福祉医療制度の改正に伴い、この4月から障害者医療制度を変更し、名称が「重度障害者医療制度」となり、対象年齢が撤廃され65歳以上の方も対象となるほか、

これまで対象外であった重度の精神障害者や難病患者の方も新たに対象となります。

一部自己負担等については、1カ月当たりの上限が2500円から3000円に、これまで負担がなかった院外調剤での費用が新たな負担となります。

この制度改正により、上限額を超える負担をされるケースが増加すると見込んでおり、自動償還払いシステムを構築し、7月から従来の窓口での申請手続きを省略した返還手続きを実施しています。

### ◎重度障害者福祉タクシー料金助成事業の対象者の拡大

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：5 安全・安心で必要な情報が活かされる)

これまでの対象者に、昨年度まで助成対象外としていた介護付有料老人ホームの入居者を加え、対象者を拡充し、障害者の社会参加の促進を図ります。

### ◎移動支援事業の報酬単価の見直し

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：5 安全・安心で必要な情報が活かされる)

障害福祉サービス事業では、移動支援事業の報酬単価を見直し、身体介護なしの報酬額の引き上げを行い、サービス提供体制の充実に寄与します。

### ◎障害福祉センターハートフルの改修工事

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：6 社会保障制度の推進に努める)

これまでハートフルの2階で実施されていた「ばら親子教室」が移転したことから、3階で実施している生活介護事業を2階の空きスペースに移転させるとともに、機械入浴のニーズが生活介護事業の利用者増にもつながっているため、地下1階の介護浴槽を機械入浴に切り替える工事を行います。

### ◎障害者相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式の実施

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：2 健康にいきいきと自立した生活を送る)

総合保健福祉計画(第2次)に基づき、再設定した5圏域14エリアにおける専門的相談支援体制を整備するため、業務委託先法人の公募を実施します。

公募説明会：平成30年10月29日(予定)

### ◎スマイルオフィス及び庁内職場実習の拡充

(関連する総合保健福祉計画の基本目標：3 “憩える・活躍できる”場をつくる)

これまで障害者の職業体験であったスマイルオフィス及び庁内職場実習を、生活困窮者自立支援制度に位置づけ、受入れ対象者を生活困窮者まで拡充しました。また、就労準備支援の仕組みとして、新たに庁内職場実習生の定期的な受入や、より実践的な就労訓練となるよう企業実習の実施、実習生の適性に応じて段階的な支援を行い就労・定着

促進を目指します。

### ◎療育施設の再編整備

（関連する総合保健福祉計画の基本目標：2 健康にいきいきと自立した生活を送る）

健診・保育・教育等さまざまな場面での、発達に関する気づきを適切に支援するため、児童発達支援事業所すくすく教室と児童発達支援事業所ばら親子教室を再編整備し、児童発達支援事業所すくすく親子教室として新たにこども健康センターにて実施しています。（開所日：火～土）